

定款

一般社団法人うさぎとひとの幸せを支える会

一般社団法人うさぎとひとの幸せを支える会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

1. 当法人は、一般社団法人うさぎとひとの幸せを支える会と称する。

第2条 (主たる事務所)

1. 当法人は、主たる事務所を埼玉県ふじみ野市に置く。

第3条 (目的)

1. 当法人は、うさぎと飼い主の両方が幸せに生活できるためのサポートを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
 - ① 愛玩動物保護に関する事業
 - ② 日用雑貨の販売
 - ③ 飲食店及び喫茶店の経営
 - ④ スクール・サロン等の経営及び開設指導
 - ⑤ 損害保険代理業
 - ⑥ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第4条 (公告の方法)

1. 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第5条 (解散)

1. 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第2章 社員

第6条 (入社)

1. 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。
2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

第7条 (経費等の負担)

1. 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第8条（退社）

1. 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第9条（除名）

1. 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

第10条（社員の資格喪失）

1. 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退社したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

第11条（開催）

1. 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内で開催し、臨時社員総会は、必要がある場合を開催する。

第12条（招集）

1. 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
2. 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

第13条（決議の方法）

1. 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第14条（議決権）

1. 社員は、各1個の議決権を有する。

第15条 (議長)

1. 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

第16条 (議事録)

1. 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

第17条 (役員)

1. 当法人に、次の役員を置く。
 - ① 理事 1名以上
2. 理事のうち1名以上は代表理事とする。

第18条 (選任)

1. 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2. 代表理事は、理事の互選によって定める。

第19条 (任期)

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第20条 (理事の職務及び権限)

1. 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

第21条 (解任)

1. 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第22条 (報酬等)

1. 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別

に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2. 会計監査人に対する報酬等は、理事会において定める。

第5章 計算

第23条 (事業年度)

1. 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第24条 (事業計画及び収支予算)

1. 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第25条 (余剰金)

1. 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 附則

第26条 (最初の事業年度)

1. 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

第27条 (社員の氏名及び住所)

1. 社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
 - ① 住所 埼玉県川越市大字久下戸 2767 番地 8
社員 新井 大和
 - ② 住所 埼玉県川越市大字久下戸 2767 番地 8
社員 新井 亜由美

第28条 (役員)

1. 当法人の理事は、次のとおりとする。
 - ① 住所 埼玉県川越市大字久下戸 2767 番地 8

設立時社員 新井 大和

- ② 住所 埼玉県川越市大字久下戸 2767 番地 8
社員 新井 亜由美

第29条 (代表理事)

1. 当法人の代表理事は、次のとおりとする。

- ① 住所 埼玉県川越市大字久下戸 2767 番地 8
社員 新井 大和

第30条 (法令の準拠)

1. 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、本書面が一般社団法人うさぎとひとの幸せを支える会の現行定款であることを証するため、代表理事が記名押印する。

令和5年12月31日
一般社団法人うさぎとひとの幸せを支える会
代表理事 新井 大和

改訂履歴

改訂 令和5年10月16日

第3条 目的 追加 (5 損害保険代理業)

第27条~第29条 社員の住所変更

改訂 令和5年12月31日

第23条 事業年度 変更

第26条 最初の事業年度 変更